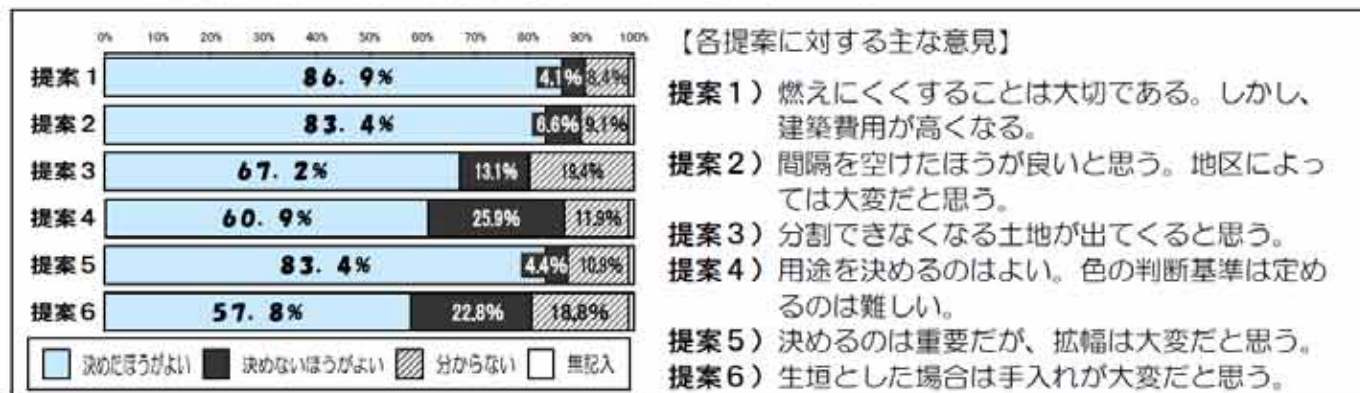


今年度の取組みについて紹介します

- ・アンケート調査を実施しました（ニュース No. 21 で実施 平成 21 年 2 月）
⇒前回のニュースで提案したまちづくりのルール案（第 1 案）に対してアンケート調査を行いました。ご協力ありがとうございました。



- ・地区の皆さまからご意見を伺う説明会等を実施しました
⇒町会及び自治会の役員会への出前説明会、また地区のお住まいの方を対象としたルール案の説明会を開催し、意見交換を行いました。



今後のスケジュール いよいよ区へ提言！！

今回実施するアンケート調査でいただいたご意見を参考に最終調整し、皆さまの想いととも今春には“防災まちづくりの会からの提案”として区へ提出します。
来年度（平成 22 年度）以降は、区がまちづくりの会の提案をもとに都市計画として定める手続きに入ります。平成 23 年度にはまちづくりのルール（地区計画）として決定される予定です。

編集後記

会設立から 11 年目、やっと地域の皆さまに「まちづくりのルール」をご提案する段階までこぎつけました。多種多様な難題があり、地域で統一したルールを作成することは本当に難しい作業ですが、これからはより多くの人に関心を持っていただけるよう活動して参りたいと思います。（長坂 有子）

“防災まちづくりの会”はどなたでも気軽に参加できる会です！ルールづくりやニュースづくりなどに一緒に参加して下さる方は事務局までご連絡ください

【事務局】 大田区 まちづくり推進部 都市開発課
電話：5744-1338

大森中・蒲田・糀谷地区
防災まちづくりの会 構成団体

左記の団体からの代表と公募住民の 57 名の会員で活動しています。

川端自治会	東蒲田二丁目南町会
大森山谷自治会	南蒲田一丁目自治会
大森町自治会	南蒲田二丁目町内会
本宿町会	南蒲田三丁目町会
大森中八幡自治会	
大森堀之内自治会	大森第一小学校 P T A
北糀谷町会	北糀谷小学校 P T A
西糀谷一丁目町会	糀谷小学校 P T A
西糀谷二丁目町会	東蒲田小学校 P T A
西糀谷三丁目町会	南蒲田小学校 P T A
西糀谷四丁目町会	南蒲田中学校 P T A
東蒲田一丁目自治会	大森東中学校 P T A
東蒲田二丁目町会	糀谷中学校 P T A
東蒲田三丁目町会	糀谷中学校 P T A
東蒲田二丁目町会	東蒲田中学校 P T A
	公募住民



大森中・蒲田・糀谷地区 防災まちづくりニュース No22

平成 22 年 2 月



発行・編集：大森中・蒲田・糀谷地区防災まちづくりの会「さんかく隊」
事務局：大田区 まちづくり推進部 都市開発課 TEL.5744-1338

災害に強いまちの実現に向けた新たな一歩！

～まちづくりのルールの提案～

防災まちづくりの会では、私たちの生活する大森中・蒲田・糀谷地区が、「子や孫の代まで、地域の人安心して住みつけられるまち」となるよう、まちづくりのルールを検討してきました。

今年度は区内の町会・自治会を対象とした説明会、また住民の方を対象とした説明会などを通じて、地区にお住まいの多くの方からご意見をいただく機会を設け、区へ提案するルール案の検討を行ってまいりました。

今回のニュースでは、まちづくりのルール案（第 2 案）を皆さまに提案します。



アンケート調査にご協力ください！！

- ◆今回示したまちづくりのルール案について、あなたのお考えに一番近いものを選び、同封したハガキの各設問に○印を付けてお答えください。
- ◆回答いただいたハガキは、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。



締切：平成 22 年 2 月 26 日（金）

ごあいさつ 「区への提案に向けて取り組んでいます！」

運営委員 柴田 三男

防災まちづくりの会は、大田区や専門家の指導を受けながら地域の皆さまの今後のまちづくりの基本となる建築に関するルールや地区防災道路の重要性をアピールし、ご理解とご協力をいただくよう活動しております。

これからも地域への説明、アンケート調査等を行い、自治会・町会、商店会等のご協力をいただきながら、まちづくりのため頑張る所存でございますのでご支援、ご協力をお願い申し上げます。

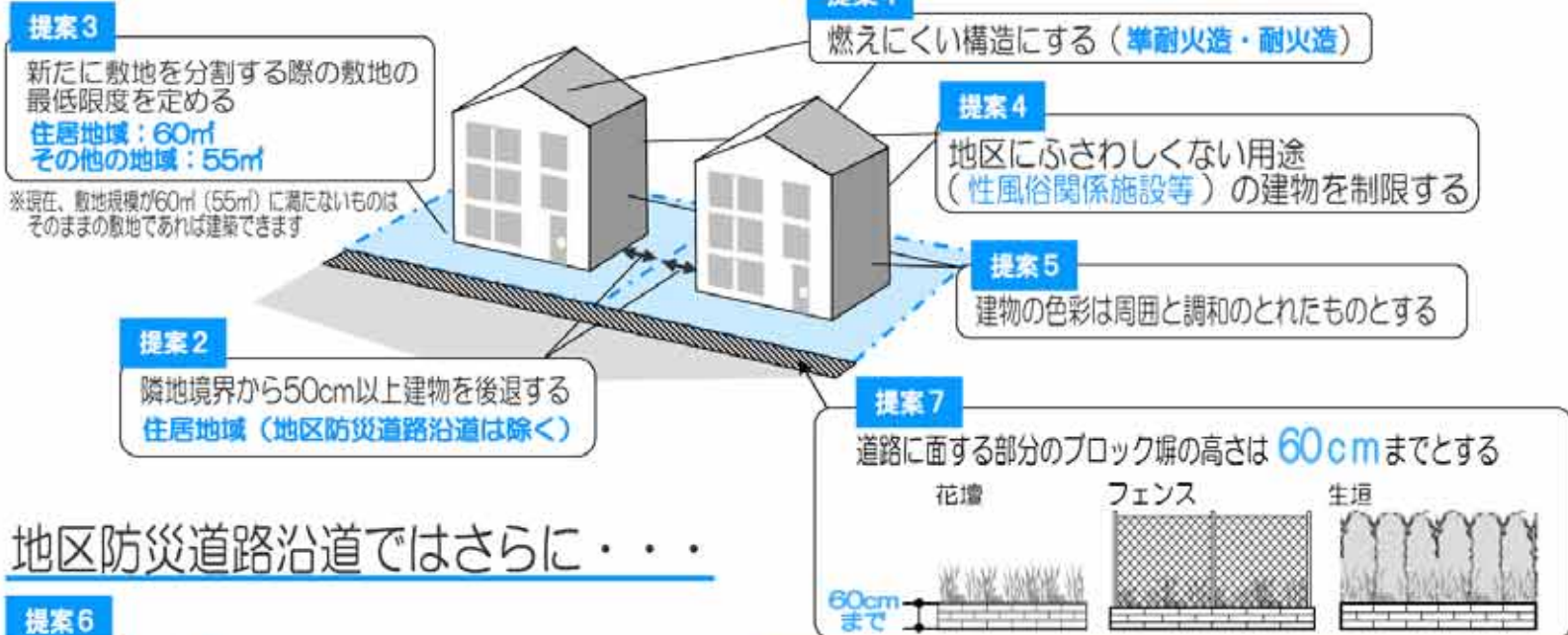


子や孫に引き継ぎたい災害に強いまちの実現に向けて… 大森中・蒲田・花谷地区の「まちづくりのルール」の提案！！

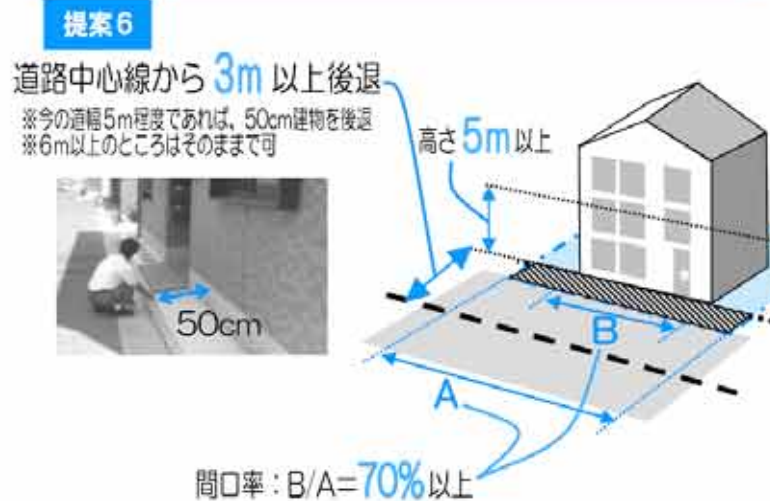
今後建物を建てる際に守っていただくルールです

- 提案1** 建替える際に建物を燃えにくい構造（準耐火造または耐火造）にする
- 提案2** 住居地域においては隣地境界から50cm以上建物を後退する
- 提案3** 新たに敷地を分割する際の敷地の最低限度を定める
- 提案4** 地区にふさわしくない用途の建物を制限する
- 提案5** 建物の色彩は周辺と調和のとれたものとする
- 提案6** 「地区防災道路」の防災性を向上させる
- 提案7** 道路に面する部分のブロック塀の高さは60cmまでとする

今後建物を建てる際には・・・



地区防災道路沿道ではさらに・・・



◆地区防災道路とは

- 地区内の小学校・中学校及び公園などの避難所・一時集合場所まで安全に避難できるよう、また緊急車両が通行できるように防災上重要な道路として選んだ道路です。
- 円滑な消防活動のため、また火災発生時の延焼を防ぐため6m以上の空間を確保する道路です。
- 火災による炎と熱を遮断するため、沿道の建物については間口率を7割以上確保します。

